

足利市最低制限価格制度事務処理要領の最低制限価格設定の運用について

足利市最低制限価格制度事務処理要領（以下「要領」という。）第3条の運用について、下記のとおり定める。

記

1 最低制限価格の設定

(1) 要領第2条に定める適用工事の最低制限価格の設定（要領第3条第1項関係）

最低制限価格の算定にあたり、土木電気通信設備工事、土木機械設備工事、下水道機械設備工事及び下水道電気設備工事は建築工事及び設備工事以外の工事とし、次表の「工事の種別」に掲げる工事の積算上の各費目については、「要領第3条第1項でいう経費等の区分」の欄に示すとおりに区分するものとする。

	工事の種別		要領第3条第1項でいう経費等の区分			
			直接工事費に区分するもの	共通仮設費に区分するもの	現場管理費に区分するもの	一般管理費等に区分するもの
ア	鋼橋上部工工事	鋼橋製作工（工場製作）	直接工事費	間接労務費	工場管理費	一般管理費等
イ	土木電気通信設備工事	機器単体費（工場製作）	直接製作費	間接労務費	工場管理費	一般管理費等
		工事費	直接工事費	共通仮設費	現場管理費 機器間接費	一般管理費等
ウ	土木電気通信設備工事（機器単体費を見積り等（積み上げ積算以外）により決定した場合）	機器単体費	機器単体費×1/2	機器単体費×1/5	機器単体費×1/5	機器単体費×1/10
		工事費	直接工事費	共通仮設費	現場管理費 機器間接費	一般管理費等

エ	土木機械設備工事	製作費	直接製作費	間接労務費	工場管理費 設計技術費	一般管理費等
		据付工事	直接工事費	共通仮設費	現場管理費 据付間接費 設計技術費	一般管理費等
オ	土木機械設備工事(製作費(製作原価に一般管理費を加えた額)を見積り等(積み上げ積算以外)により決定した場合)	製作費	製作費× 1/2	製作費× 1/5	製作費× 1/5	製作費× 1/10
		据付工事	直接工事費	共通仮設費	現場管理費 据付間接費 設計技術費	一般管理費等
カ	下水道機械設備工事	機器費	機器費× 1/2	機器費× 1/4	機器費× 1/4	一般管理費等
		据付工事	直接工事費	共通仮設費	現場管理費 据付間接費 設計技術費	一般管理費等
キ	下水道電気設備工事	機器費	機器費× 1/2	機器費× 1/5	機器費× 1/5	機器費× 1/10
		据付工事	直接工事費	共通仮設費	現場管理費 据付間接費 設計技術費	一般管理費等

(2) 要領第2条に定める適用工事関連業務委託の最低制限価格の設定(要領第3条第2項関係)

適用工事関連業務委託において、複数の業種区分を合冊して発注する場合の最低制限価格の算定については、各業種区分の「予定価格算定の基礎となった次に掲げる額（円未満切り捨て）の合計額」を合計した額から1万円未満の端数を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額とする。

2 その他

この運用は、令和元年10月1日から適用する。